

1 第10回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成20年5月23日（金）午後1時30分～午後4時

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

地裁委員会委員

出席者	泉	俊彦	（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）
	出田	孝一	（佐賀地方裁判所長）
	桑原	直子	（佐賀地方裁判所唐津支部長）
	渡口	鷗	（佐賀地方検察庁次席検事）
	中村	健一	（佐賀県弁護士会弁護士）
	西村	淳子	（佐賀県商工会連合会会員）
	宮崎	和彦	（農業（佐賀県生産組合連合協議会代表監事））
	横須賀	巖	（佐賀県医師会専務理事）

家裁委員会委員

出席者	出田	孝一	（佐賀家庭裁判所長）
	古賀	靖之	（西九州大学健康福祉学部教授）
	下平	豪	（佐賀地方検察庁検事）
	団野	克己	（佐賀県弁護士会弁護士）
	富安	久美子	（鳥栖市立田代中学校PTA副会長）
	引地	富佐子	（株式会社ニューリード専務取締役）
	福井	京子	（高木瀬地区民生児童委員協議会会長）
	古川	順一	（佐賀家庭裁判所判事）
	横尾	章	（株式会社佐賀新聞社論説委員）

(2) 説明担当者

川本首席家裁調査官，山口刑事首席書記官

(3) 事務担当者

馬場地家裁事務局長，平辻地裁総務課長，川崎家裁総務課長（庶務）

4 議事

(1) 委員長あいさつ（出田委員長）

(2) 新任委員の紹介

桑原委員，渡口委員，横須賀委員，横尾委員

(3) 成年後見制度の現状と課題について

ア 成年後見制度の概要説明（川本首席家裁調査官）

イ DVD上映（成年後見～利用の仕方と後見人の仕事～）

ウ 意見交換

（文中， は非法曹委員， は法曹委員， は説明担当者の発言）

（ア） 一般への周知，広報の在り方について

成年後見制度については，今回初めて知った。一般の人は，まず市役所等に調べに行くのではないかと思うので，市役所等の協力を得て，パンフレット等を置くなどしてはどうか。

私は民生委員をしているが，後見人を付けるように勧めることは，その人の家族を信頼していないような印象もあるし，子どもとしては親の財産を他人に管理してもらうことに抵抗があると思われるので，なかなか勧めにくい。

佐賀では親族が後見人になっている割合が8割程度である。大都市であれば，弁護士等の比率が高い傾向にある。親族が後見人であることについては，良い面もあるが，マイナス面として，自分の財産と被後見人本人の財産が混ざってしまい，弁勘定になる危険性がある。

もともと元気な人が，認知症等となった場合は，相続とも絡んで問題

が生じることも多いようである。

相続争い等の問題がある場合には、通常は、後見人は弁護士から選び、親族を後見人とはしないと思う。

(イ) 申立に必要な費用、後見人に対する報酬等について

申立自体に必要な費用は、おおむね1万円弱である。登記手数料として4000円かかるため、家裁の他の調停等に比較すると費用は多めにかかる。その他に、鑑定の必要がある場合には鑑定費用がかかるが、佐賀では5万円以内ですむ場合がほとんどである。

後見人の報酬は、被後見人の財産から支払われる。額は、ケースバイケースであるが、通常の困難度では、2～3万円程度とされている。また、親族等に頼む場合は、もっと低いと思われる。

いい仕事をするためには、それだけの報酬が必要である。金銭での支払があまりできなければ、後見人を続けると表彰されるとか、社会的賞賛といえるような社会的システムがあったほうが良い。

被相続人の財産の着服等を防ぐには、弁護士、司法書士といった第三者を確保するのが良い。

佐賀では、弁護士等の第三者が後見人となっているのは、約1割程度である。全国平均では約2割であり、地域によっては3、4割近くあるところもある。

報酬額を明確化してはどうか。また、後見制度改正の目玉は、任意後見であるので、任意後見にも重点をおいてみてはどうか。

(4) 裁判員制度の課題について

ア 模擬選任手続と障害事由についての概要説明（山口刑事首席書記官）

イ 意見交換

（文中、 は非法曹委員、 は法曹委員の発言）

(ア) 心理的障害要因について

最高裁の行ったアンケートの結果は、被告人の運命を決めることについて責任を重く感じるといったような心理的不安が上位4位までを占めているが、被告人や遺族に、顔を見られるのが嫌だという気持ちが根強くあると思われる。心理的不安を取り除くことを重点的に広報してはどうか。

暴力団に関する事件等は怖いと思う。今すぐには漠然とした抵抗感があっても、数年後には参加してもいいという人もいるのではないか。裁判員を断ってもいいという選択もあって良いのではないか。

日本では、裁判をしたことを理由に、裁判官や検察官が危害を加えられることはほとんどないので、今後も、裁判員に対しても危害を加えることはほとんどないと思われる。

裁判員の個人情報は一切公開しない。これを徹底するため、法廷や評議でも氏名ではなく番号で呼ぶ運用となる予定である。

個人情報は教えないとしても、テレビで顔が映るのではないかと心配する人もいる。本人が希望しない場合はテレビに映ることもないし、法廷に入る際も一般傍聴人とは別の通路を使うといったこと等も周知してはどうか。

アメリカで陪審員の話を書く機会があったが、自分たちが責任を持って社会を作っているという意識を持っていることに感動した。

実際に参加した人の意見は重要だと思うので、模擬裁判を多く行い、裁判に参加する前の気持ちと、参加した後の感想を聞いて、裁判員をやってみて良かったと言う人が多く出てくると、他の人も抵抗が少なくなると思う。

ほとんどの被告人は、私たちと同じ市民感覚を持っているので、判決で刑罰が言い渡されても、裁判所に対して反感を持つことはほとんど無いと思う。なぜなら、自分の弁解に耳を傾けてくれるからである。充実

した審理を行えば、裁判員に対する報復は出てこない。

(イ) 物理的障害要因について

現在、佐賀県では合計5社に裁判員休暇を作っていただいた。また、特別休暇として認められる「公務」の中に裁判員制度を含めることにより対応する会社も多いようである。

農業は、職種、作物によって違うが、農閑期なら比較的自由がきくものの、収穫時期等の農繁期にかかると3日間も裁判に参加することは難しいと思われる。農業従事者の状況を知りたいということであれば、農協中央会に行けば、県内の全ての農協について、農業の種類毎の状況を把握できる。

公民館の主催事業で、裁判員制度説明会や模擬裁判を企画しているが、このような会に、主婦、農業従事者にも参加してもらえれば、理解する人も増えるのではないだろうか。

零細企業は1人で商売しており、何日も店を閉めることはできないので、辞退事由を判断する際にはぜひ考慮してもらいたい。零細企業の状況を知りたいということであれば、商工会に確認してほしい。

主婦としては、家事を済ませないと外に出て行く気がしないという人が多い。また、主婦が外に出て行くことについて、夫の理解が得られないという話はよく聞く。周囲の人の理解が重要である。

(ウ) 参加意欲を高める広報の在り方について

裁判員制度に関する不安は、やったことがないという未知の不安が大きいと思う。陪審員制度を採用している国で、陪審員制度を廃止しようという話がでた際に、とんでもないということで制度が存続したという話を聞いた。そういった国では、裁判に参加するのは当然だ、という意識が醸成されているのだろうと思う。日本でも、いままでやってないから不安が出ると思うが、地道に説明会を開催したり、模擬裁判等を多

く行い、経験した人を増やしていくこと等の積み重ねにより、理解が深まると思う。

5 次回の予定

(1) 日程

平成20年11月21日(金)午後1時30分

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会、家裁委員会合同で、「裁判所におけるDV(ドメスティックバイオレンス)事件の現状等について」というテーマで意見交換を行う。